

4年又は5年に1回実施する社会福祉法人に対する一般監査の周期に関する 取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人に対する一般監査実施に係る法人分類要領（以下「法人分類要領」という。）第6条の規定に基づき4年又は5年に1回実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する一般監査の周期（以下「当該監査周期」という。）に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(当該監査の対象法人)

第2条 当該監査周期を実施する法人（以下「該当法人」という。）は、法人分類要領第2条に規定するⅢ、Ⅳ区分に該当する法人とする。

(届出書の提出)

第3条 当該監査周期を受けることを希望する該当法人の理事長は、様式1-1又は様式1-2若しくは様式1-3に必要書類を添えて島根県健康福祉部長（以下「部長」という。）に届け出るものとする。

なお、出雲地域又は隠岐地域の該当法人にあつては島根県健康福祉部地域福祉課福祉基盤・指導監査スタッフ（以下「地域福祉課」という。）に、石見地域の該当法人にあつては、島根県健康福祉部地域福祉課石見スタッフ（以下「石見スタッフ」という。）に届け出るものとする。

2 前項の届出は、実地監査予定年度の6月末日までに行うこと。

(届出内容の確認)

第4条 部長は、前条により提出された届出書及び添付書類により当該監査の実施の可否について別に定めた事項により確認するものとする。

2 届出書の確認に当たって、必要に応じて事情を聴取し、資料の提出を求めることができるものとする。

(該当法人の決定)

第5条 部長は、前条の審査結果に基づき該当法人を決定し、様式3又は様式4により法人の理事長に通知するものとする。

(確認書類の提出)

第6条 当該監査周期の決定を受けた法人は、当該監査周期適用中、毎年度6月末日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 会計監査人を設置している法人又は会計監査人未設置法人で会計監査人による監査に準じる監査を実施した法人にあつては、「会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付き適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る）が記載された書類の写し」並びに「監査実施概要及び監査結果の説明書」。

(2) 専門家による支援を受けた法人にあつては、「財務会計に関する内部統制の向上に対

する支援業務実施報告書の写し」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書の写し」。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審法人及びISO9001の認証を取得している施設を有する法人にあつては、「前年度における苦情解決の取り組み状況報告書(様式2)」

(4) ISO9001の認証を取得する施設を有する法人にあつては、「維持更新の承認書の写し」。

2 当該監査周期決定後、福祉サービス第三者評価を受審した法人にあつては、「福祉サービス第三者評価受審結果の写し」を速やかに提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 部長は、該当法人が当該監査周期適用中に次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 法人が当該監査周期の適用を辞退したとき

(2) 法人運営又は社会福祉事業等の運営に大きな問題の発生が認められたとき

(3) 法人分類要領の要件及び評価基準を満たさなくなったとき

2 該当法人の理事長は、前項第1号の規定により決定の辞退をするときは、様式5を部長に提出しなければならない。

3 部長は、第1項の規定により決定の取消しをしたときは様式6により該当法人の理事長に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項については、部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年7月9日から施行し、平成20年度の指導監査から適用する。

2 平成20年度において当該監査の対象とする外部監査及び福祉サービス第三者評価は、第3条第2項の規定にかかわらず平成19年度受審分とする。

3 平成20年度における申請書の提出時期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成20年7月31日までとする。

4 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

5 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

6 この要領は、令和元年5月21日から施行する。